

議会が自ら制定したルールに則らず、地方自治法や議会基本条例が定める執行機関と議会との役割分担を阻害し、県民サービスを低下させ、今後の奈良県の成長と発展を脅かすおそれ

1. 地方自治法や議会基本条例が定める執行機関と議会との役割分担を阻害

地方自治法は、法律に限定的に列挙された事項を議会の議決事項とすることを原則としており、広範な事項を一律に議会の議決に付すことはその趣旨に反する

本条例案は、奈良県議会基本条例（平成22年12月奈良県条例第13号）が定める執行機関と議会との役割分担を阻害し、議会が自ら制定した条例の趣旨にも反する

2. 議会が自ら制定したルールに則らず

議会が自ら決定した「議員提案政策条例制定フロー（平成20年3月24日各派連絡会決定）」に則らず、有識者の意見聴取等の必要な手続きを一切行っていない

3. 県民向けへの行政サービスの低下のおそれ

100件を大幅に超える案件についての議会向けの資料作成など、県職員の事務量を大幅に増加させ、県庁のマンパワーの多くを議会対応に振り向けることとなり、ひいては、本来対応すべき県民向けの行政サービスの提供に支障を来すおそれ

議会が自ら制定したルールに則らず、地方自治法や議会基本条例が定める執行機関と議会との役割分担を阻害し、県民サービスを低下させ、今後の奈良県の成長と発展を脅かすおそれ

4. 国の法令と整合性が取れなくなるおそれ

法定計画も議決対象にしているが、法定計画は、記載項目が決められていたり、計画の基本的部分について法律に基づき国が指針を示しているものがあり、県議会の議決対象とすると、国の法令と本県の計画との整合性が取れなくなるおそれ

5. 今後の奈良県の成長と発展を脅かす

議会の議決を得るための調整や諸手続等に時間を要し、基本計画等の決定スケジュールが後ろ倒しになり、施設整備や福祉・医療施策等の県民にとって重要な事業の実施に遅れが生じ、本県の成長と発展、県民生活の向上を脅かすおそれ

等



以上の理由から、本議案について議会の再議に付し、
県議会議員の皆様方に、熟慮に熟慮を重ねた上での、再度のご判断をお願いしたものと